

平成21年第16回岩手町農業委員会総会会議録

1、平成21年第16回岩手町農業委員会総会は、平成21年8月20日午後1時30分、岩手町3階会議室に招集された。

1、今回総会に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (2) 議案第2号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

委員第1番 幅 清一	委員第11番 太 布 光則
2番 三 浦 新太郎	12番 岩 崎 明
3番 岩 館 修 一	13番 佐々木 由 和
4番 武 田 昭 藏	14番 田 中 正 志
5番 横 澤 稔 秋	15番 國 枝 金 一
6番 遠 藤 幸 夫	16番 井 戸 ツヨミ
8番 細 野 清 悅	17番 澤 村 勇次郎
9番 三 浦 博 子	18番 松 本 良 子 (会長職務代理者)
10番 千 葉 静 子 (議長)	19番 福 島 昭 士 (会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

7番 黒 澤 金 一 委員

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	千 葉 照 雄
農地振興係主幹	田 村 寿
副主幹	八 戸 美和子
副主任	山 中 寿 行

(午後1時30分開会)

議長 ただいまから第16回岩手町農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は18名であります。なお、本日の欠席通告人は17番黒澤委員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。

会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、当職より指名いたします。

13番 佐々木由和委員、14番 田中正志委員のご両名にお願いいたします。

また、書記は事務局 山中副主任にお願いいたします。

議長 本日の総会は、配布してあります、議案2件の提出があります。

お諮りします。議案2件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、議案2件を議題とすることに決定いたします。

議長 早速、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第1条の2第1項の規定により提出された許可申請について、可否の決定を求める、の件です。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は2ページとなります。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈与の許可申請承認について、です。受付番号10番となります。土地の所在は、大字川口第28地割1-7から、合計で6件です。一番上の農地が畠、391m²、その他、田が5筆あります。譲受人が、大字川口第28地割、49歳の女性です。譲渡人が、大字川口第28地割、42歳の女性です。譲渡の理由は、贈与によるものです。耕作面積が46,326m²、家族数4人、うち耕作者数は2人です。いずれ、この女性、相続により土地を譲り受けた訳ですが、耕作出来ないとのことでのことで、本筋にあたります、こちらの方に贈与をするのですが、本家に農地を戻す形となっております。

図面の方は、3ページは南山形地区、田の申請地が何枚かあります。現在は転作で牧草となっております。4ページの方は、畠、第28地割1-7、住宅の近くの方であります。

議案第1号は以上のとおりです。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 無いようですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定にすることについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 「意義なし」と認め、原案のとおり可とする意見に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用除外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は6ページとなります。農地法の適用除外証明願承認について、です。8月20日で作成しております。受付番号は3番となります。土地の所在は、大字五日市第10地割175-27、登記地目畠、現況地目も畠、面積が472m²、大字五日市第10地割175-29は、登記地目・現況地目畠、面積が6.70m²となります。申請人は、大字五日市第10地割の82歳男

性です。現在の状況は、資料7ページにもあります、宅地として使用している。申請されている2筆の土地は、一部、庭として使用されています。また、住宅が昭和47年に新築され、昭和51年に増築されています。新しく新築、建て直そうということで、今回、分筆や地目変更の手続きをしたいということです。場所につきましては、8ページにありますので、参照願います。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願ひします。

16 番井戸委員 先ほど 14 番田中委員と 15 番國枝委員とで現地調査して参りました。今回、家を新築するにあたり、息子さんが後2年位で定年退職するということで、親の面倒をみたいということで、こちらに帰ってくるということで、大工さんに頼んだならば、その場所が、皆さんの手元の資料にあるような現状でした。まわりも家庭菜園をしている畠がありました。2階建の 80 坪という家を建てたいということです。そして、排水も今までとおりのところに繋いでいくということで、まわりから見れば、けっこう何ら建物にも問題ないし、隣近所にも支障ないと見て参りました。以上です。

議長 現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 その他ございませんか。無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号 農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 「異議なし」と認め、可とすることに決定いたしました。

議長 その他、に入れます。この際ですので、皆さんから何かございませんか。

事務局 この総会終了後において、全委員による、連絡会を開催致しますので、そのままの状態で引き続きよろしくお願いしたいと思います。

議長 事務局からの連絡事項でした。その他、ございませんか。無いようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。本日の会議を閉じ、第 16 回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 1 時45分閉会)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 _____印

13番 _____印

14番 _____印